

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会賛助会員規則

(目 的)

第1条 この規則は、岐阜県社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第20条の規定により、賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の目的に賛同し、目的達成のため必要な資金の支援を行う者又は団体とする。

(賛助会員の賛助費等)

第3条 賛助会員の賛助費の単位は、1口5,000円とする。

2 賛助会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別賛助会員 5口以上賛助した者又は団体
- (2) 普通賛助会員 1口以上5口未満を賛助した者又は団体

(賛助会員に対する利便供与)

第4条 特別賛助会員には、全国社会福祉協議会及び本会の広報紙その他の社会福祉に関する情報等を提供する。

2 普通賛助会員には、本会の広報誌その他の社会福祉に関する情報等を提供する。

(委 任)

第5条 この規則の運用に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。